

市街地周辺地域商店等 事業継続支援金

エネルギー等の価格高騰による影響を受けながらも
事業を継続している地域のお店を支援します

次ページからのご案内を良くお読みいただき、対象地域、対象店舗等をご確認ください。

支給額

1店舗あたり**10**万円

※対象店舗が複数ある場合は店舗ごとに申請が必要です。

申請期間

申請期間を**5月31日(金)**まで延長しました。

申請方法

以下のいずれかの方法で飯能市役所産業振興課へ提出してください。

- ・書類の提出(産業振興課窓口)
- ・書類の郵送 ※当日消印有効
- ・電子申請 ※電子申請の場合は市ホームページから

【送付先】〒357-8501

飯能市大字双柳1番地の1

飯能市役所 産業振興課 商工労政担当



市ホームページ

対象者

次のいずれにも該当する方（ただし、⑤は法人のみ、⑥は個人事業主のみ）

- ① 対象地域内で現に事業を営んでいること
- ② 今後も事業を継続する意思があること
- ③ 継続して収入を得ていること
- ④ 市税に未納がないこと
- ⑤ 法人の場合は、直近事業年度の法人税を申告していること
- ⑥ 個人事業主の場合は、令和5年分の営業収入を申告していること

※上記に該当しても、以下に当てはまる場合は対象外です。

- ・社会福祉法人または特定非営利活動法人
- ・飯能市農業事業者物価高騰対策支援金の交付を受けた者
- ・代表者、役員、使用人、従業員等が飯能市暴力団排除条例に規定する暴力団員である者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特種営業又は接客業務特種営業を行う者

対象店舗

次のいずれにも該当する店舗

- ① 対象地域内に所在していること
- ② 対象業種を主たる事業として営んでいること
- ③ 令和5年12月31日以前に開業した店舗
※ただし、令和4年12月31日以前に開業した店舗については、1店舗あたりの年間の営業収入が50万円以上あること

※上記に該当しても、以下に当てはまる場合は対象外です。

- ・病院、学校、会社、工場、団体又は娯楽、余暇利用に係る施設の敷地内にある店舗
- ・露店販売又は自動車等の移動販売により物品を販売する店舗

この支援金制度における「店舗」とは、個人用又は家庭用消費のために商品を並べて販売するための商店又はサービスを提供する事業所のことです。

対象地域

対象地域は、市街化調整区域(南高麗地区を除く)であり、以下の大字の全域または一部地域が該当します。

【全域】

久須美、小瀬戸、大河原、小岩井、永田、下加治、小久保、宮沢、平松、川崎、下川崎、芦荻場、阿須、落合、前ヶ貫

【一部地域】

飯能、久下、中山、双柳、青木、中居、岩沢、笠縫、矢嵐

※【一部地域】に店舗を構えており、対象地域に含まれるかご不明な場合は、産業振興課までお問い合わせください。

対象業種

日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)による以下の業種

56 各種商店小売業

57 織物・衣服・身の回り品小売業

58 飲食料品小売業

59 機械器具小売業

60 その他の小売業

76 飲食店

77 持ち帰り・配食サービス業

(配食サービス業については、対象地域に店舗があり、かつ、対象地域を配達範囲に含めていること。)

781 洗濯業

782 理容業

783 美容業

7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業のうち、コインランドリー業

提出書類

↓チェックリストとしてもお使いください。

- (1) 交付申請書兼請求書
 - (2) 誓約書、同意書 ※(1)書類の裏面
 - (3) 店舗の内観及び外観の写真
 - (4) 【法人】 ①と②
 - ① 履歴事項全部証明書
 - ② 直近事業年度の法人税申告書の写し
※法人事業概況説明書の写しを含む
 - 【個人】 ①と② 又は ③
 - ① 令和5年分の確定申告書第一表の写し
 - ② 次のアとイのどちらか1つ
 - ア 所得税青色申告決算書の写し
 - イ 収支内訳書の写し
 - ③ 確定申告をしていない場合は、令和5年分の市区町村民税申告書の写し
 - (5) 各業種を営むために必要な許認可証の写し(該当する場合のみ)
 - (6) 市税に未納がないことの証明書
※飯能市外に住所地がある個人事業主は必須
 - (7) 振込口座が確認できるもの(法人名義または事業主名義)
 - (8) 本人確認書類の写し(個人事業主の場合のみ)
※マイナンバーカードの写しを提出する場合は 表面のみ
- 申請内容により、上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

問い合わせ

飯能市役所 産業振興課 042-986-5083
【受付時間 8:30~17:15】

※詳細は飯能市ホームページをご確認ください



市ホームページ